

# 山口県人事行政の運営等の状況

令和6年10月

山口県

〈 目 次 〉

I 山口県人事行政の運営の状況

1	職員の任免及び職員数等の状況	1
	(1) 採用・退職等の状況	1
	(2) 職員数の状況	2
2	人事評価の状況	4
	(1) 人事評価の状況	4
3	給与等の状況	6
	(1) 総括	6
	(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況	7
	(3) 一般行政職の級別職員数等の状況	9
	(4) 職員の手当の状況	11
	(5) 特別職の報酬等の状況	16
	(6) 公営企業職員の状況	16
4	勤務時間その他の勤務条件	23
	(1) 一般職員の勤務時間	23
	(2) 年次有給休暇	23
	(3) 特別休暇等	23
	(4) 介護休暇	23
	(5) 介護時間	24
	(6) 子育て支援部分休暇	24
5	職員の休業の状況	25
	(1) 自己啓発等休業	25
	(2) 育児休業等	25
	(3) 配偶者同行休業	25

6	分限及び懲戒処分状況	26
	(1) 分限処分者数	26
	(2) 懲戒処分者数	26
7	サービスの状況	27
	(1) 職務に専念する義務の免除	27
	(2) 営利企業等への従事許可	27
8	退職管理の状況	28
	(1) 再就職に関する規制等	28
	(2) 退職者の再就職の状況	28
9	職員の研修の状況	31
	(1) 研修の状況	31
10	職員の福祉及び利益の保護の状況	33
	(1) 保健の状況	33
	(2) 福利厚生	33
	(3) 公務災害補償	34
11	特定事業主行動計画に基づく措置の実施状況	35
	(1) 知事部局等	35
	(2) 教育委員会	36
	(3) 警察本部	37

## II 山口県人事委員会の業務の状況

1	職員の競争試験及び選考の状況	38
	(1) 職員の競争試験の状況	38
	(2) 選考の状況	39

2	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 報告及び勧告の状況	40
3	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 措置の要求の状況	44
4	職員に対する不利益な処分についての審査請求の状況	44

# I 山口県人事行政の運営の状況

## 1 職員の任免及び職員数等の状況

### (1) 採用・退職等の状況（令和5年度）

#### ア 採用

区分	試験					採用選考	計
	大卒程度	短卒程度	高卒程度	保健師 看護師等	警察官		
一般行政職等	109人	2人	33人	11人		32人	187人
医療職						4人	4人
教育職						365人	365人
警察職					106人	18人	124人
技能労務職							
計	109人	2人	33人	11人	106人	419人	680人

(注) 一般行政職等: 下記以外の給料表適用者

医療職: 医療職給料表適用者

教育職: 教育職給料表適用者

警察職: 公安職給料表適用者

技能労務職: 現業職給料表適用者

(以下、退職、再任用も区分は同様の区分)

#### イ 退職

区分	定年退職	応募認定等退職	普通退職	その他	計
一般行政職等		23人	99人	2人	124人
医療職			2人		2人
教育職		65人	236人	4人	305人
警察職		4人	93人	2人	99人
技能労務職					
計		92人	430人	8人	530人

#### ウ 再任用

区分	再任用(常勤勤務)		再任用(短時間勤務)	
		更新		更新
一般行政職等	194人	156人	36人	24人
医療職	1人	1人		
教育職	782人	539人	122人	96人
警察職	58人	36人		
技能労務職				
計	1035人	732人	158人	120人

(2) 職員数の状況

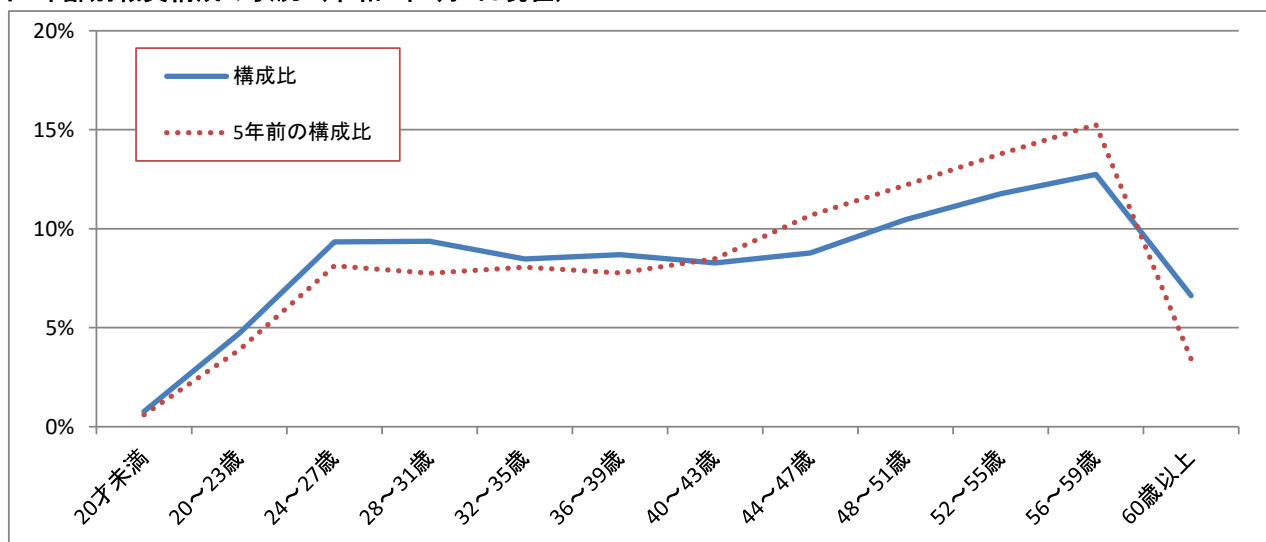
ア 部門別職員数の状況及び主な増減理由（各年度4月1日現在）

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年度	令和6年度		
一般 行政	議 会	31人	32人	1人	欠員補充による増員
	総務企画	574人	580人	6人	働き方改革体制強化による増員
	税 務	206人	207人	1人	職員派遣による増員
	民 生	281人	290人	9人	子ども・子育て応援体制強化による増員
	衛 生	565人	570人	5人	保健所体制強化による増員
	労 働	66人	65人	△1人	体制見直しによる減員
	農林水産	901人	903人	2人	欠員補充による増員
	商 工	145人	149人	4人	欠員補充による増員
	土 木	796人	795人	△1人	体制見直しによる減員
	小 計	3,565人	3,591人	26人	
特別 行政	教育部門	10,767人	10,667人	△100人	児童生徒数の減少による減員
	警察部門	3,546人	3,540人	△6人	体制見直しによる減員
	小 計	14,313人	14,207人	△106人	
公営企 業等 会計	企 業	116人	116人	0人	
	その他	34人	34人	0人	
	小 計	150人	150人	0人	
合 計		18,028人 [ 20,402人 ]	17,948人 [ 20,353人 ]	△80人 [ △49人 ]	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、休職者、派遣者等を含みます。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

イ 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	138人	848人	1,677人	1,681人	1,521人	1,559人	1,485人	1,576人	1,877人	2,112人	2,287人	1,187人	17,948人

## ウ 職員数の推移

(各年4月1日現在)

区分 部門別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	3,526 人	3,515 人	3,540 人	3,566 人	3,565 人	3,591 人	65 人 (△2.4%)
教育	11,386 人	11,225 人	11,146 人	10,953 人	10,767 人	10,667 人	△ 719 人 (△6.0%)
警察	3,561 人	3,552 人	3,559 人	3,561 人	3,546 人	3,540 人	△ 21 人 (0.1%)
普通会計 計	18,473 人	18,292 人	18,245 人	18,080 人	17,878 人	17,798 人	△ 675 人 (△4.2%)
公営企業等会計	151 人	151 人	154 人	159 人	150 人	150 人	△ 1 人 (6.7%)
計	18,624 人	18,443 人	18,399 人	18,239 人	18,028 人	17,948 人	△ 676 人 (△4.1%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

## 2 人事評価の状況

### (1) 人事評価の状況

職員の意欲・士気の高揚や能力向上を図ることを目的に、職員の昇任・異動等に当たっての参考資料として活用するため、「能力評価」と「実績評価」で構成する人事評価制度を導入しています。人事評価の結果は、昇給や勤勉手当の成績率に反映する他、職員の昇任・異動等に当たっての参考資料として活用しています。

#### ア 知事部局等

種別	管理職員	一般職員
能力評価 〔Aa～Ccの 9段階評価〕	<p>【目的】 職務遂行過程を通じて発揮された職員の能力を把握し、的確な評価と指導・助言を行うことにより、中長期的な人材育成や適切な人事配置等に資すること。</p> <p>【評価の内容】 「知識・技能」や「企画・立案力」等10項目について、各職位別に定める一定の基準に照らして、能力の水準を評価する。</p> <p>〔評価期間：暦年(1月～12月)、評価基準日：9月1日〕</p> <p>【評価者】 該当職員の上位級職員</p>	
実績評価 〔S～Dの 5段階評価〕	<p>【目的】 組織の重要課題を踏まえた目標を設定し、その達成度等を評価することにより、管理職員の成果責任の明確化と効果的な組織マネジメントに資すること。</p>	<p>【目的】 客観的な業務実績や執務態度を評価することにより、職員の職務に対する意欲の向上や中長期的な人材育成等に資すること。</p>
	<p>【評価の内容】 年度当初に目標を設定し、評価期間中に挙げた実績を、その達成度により評価する。</p> <p>〔評価期間：年度(4月～3月) 評価基準日：2月1日〕</p>	<p>【評価の内容】 評価期間中における業務実績等について、評価基準に照らし評価する。</p> <p>半期に一度、年2回評価を実施。</p> <p>〔評価期間：半年(4月～9月、10月～3月) 評価基準日：9月1日、2月1日〕</p>
	<p>【評価者】 該当職員の上位級職員</p>	

#### イ 教育委員会

種別	管理職員	一般職員
能力評価 〔Aa～Ccの 9段階評価〕	<p>【目的】 職務遂行過程を通じて発揮された職員の能力を把握し、的確な評価と指導・助言を行うことにより、中長期的な人材育成や適切な人事配置等に資すること。</p> <p>【評価の内容】 「知識・技能」や「企画・立案力」等10項目について、各職位別に定める一定の基準に照らして、能力の水準を評価する。</p> <p>〔評価期間：暦年(1月～12月)、評価基準日：9月1日〕</p> <p>【評価者】 該当職員の上位級職員</p>	
実績評価 〔S～Dの 5段階評価〕	<p>【目的】 組織の重要課題を踏まえた目標を設定し、その達成度等を評価することにより、管理職員の成果責任の明確化と効果的な組織マネジメントに資すること。</p>	<p>【目的】 客観的な業務実績や執務態度を評価することにより、職員の職務に対する意欲の向上や中長期的な人材育成等に資すること。</p>
	<p>【評価の内容】 年度当初に目標を設定し、評価期間中に挙げた実績を、その達成度により評価する。</p> <p>〔評価期間：年度(4月～3月) 評価基準日：2月1日〕</p>	<p>【評価の内容】 評価期間中における業務実績等について、評価基準に照らし評価する。</p> <p>半期に一度、年2回評価を実施。</p> <p>〔評価期間：半年(4月～9月、10月～3月) 評価基準日：9月1日、2月1日〕</p>
	<p>【評価者】 該当職員の上位級職員</p>	



## ウ 警察本部

平成29年1月1日から新たな人事評価制度を導入し、3つの評価により職員一人一人を評価しています。

### ■ 3つの評価

能力評価	職務を遂行するに当たり発揮した能力を評価
業績評価	職務を遂行するに当たり挙げた業績を評価
総合評価	能力評価及び業績評価の結果に基づき総合的に評価

### 3 給与等の状況

#### (1) 総括

##### ア 人件費の状況（普通会計決算）

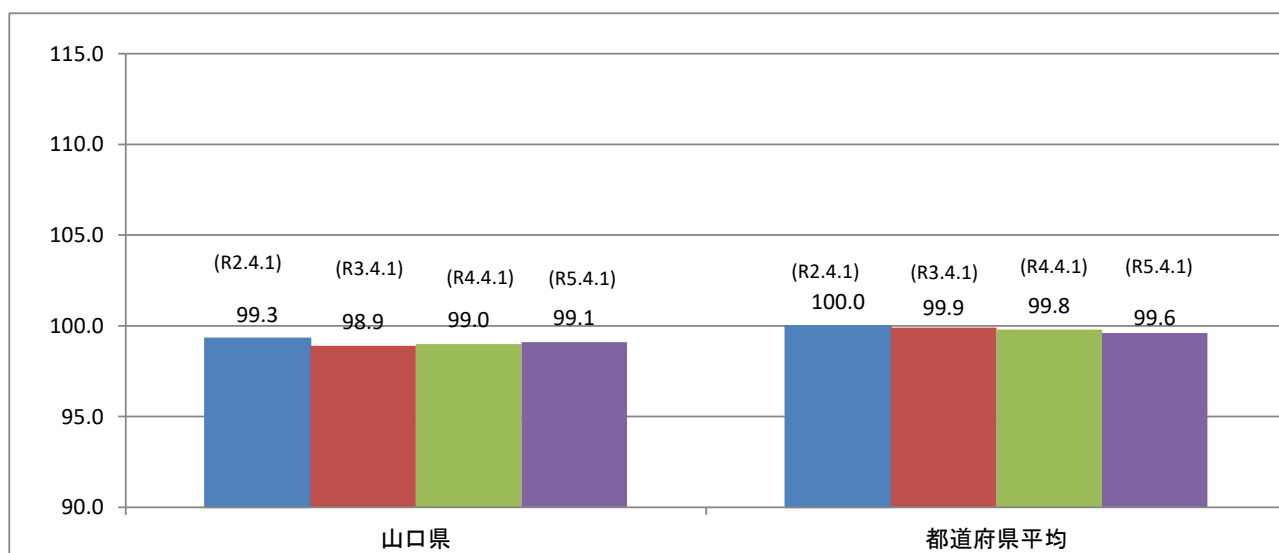
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
5年度	1,293,558	678,580,641	23,739,995	157,929,886	23.3	22.6

##### イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
5年度	17,878	77,308,337	13,328,897	30,212,784	120,850,018	6,760

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。  
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含んでいません。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、会計年度任用職員の給与費は含んでいません。

##### ウ ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

## エ 給与改定の状況

### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
5年度	円 361,023	円 357,257	円 3,766 ( 1.05% )	% 1.05	% 1.05	% 1.10

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

### ②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
5年度	月 4.51	月 4.40	月 0.11	月 0.10	月 4.50	月 4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

## オ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

### ①給料表の見直し

[ 実施 ]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層は据置き、高齢層は最大4%程度の引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

### ②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準(周南市3%)に対し、県内に在勤する職員に対して0.15%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。給与制度の総合的見直しによるものではなく、平成27年度の人事委員会勧告に基づくものであり、平成27年4月に遡及して支給。

(参考)

	平成26年度 の支給 割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給 割合	平成29年度 の支給 割合	平成30年度 の支給 割合	令和元年度 の支給 割合	令和2年度 の支給 割合	令和3年度 の支給 割合	令和4年度 の支給 割合	令和5年度 の支給 割合
		4月1日 時点	遡及改定後								
国基準による支給割合	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
山口県の支給割合	0%	0%	0.15%	0.15%	0.15%	0.15%	0.15%	0.15%	0.15%	0.15%	0.15%

### ③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

## (2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

#### (ア) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
山口県	43.2 歳	325,724 円	396,392 円	351,503 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円

**(イ) 高等（特別支援・専修）学校教育職**

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山口県	47.2 歳	374,700 円	422,021 円

**(ウ) 小・中学校教育職**

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山口県	43.2 歳	358,049 円	396,174 円

**(エ) 警 察 職**

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
山口県	39.1 歳	330,082 円	437,779 円	357,180 円
国	41.8 歳	328,209 円	—	388,322 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

**イ 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)**

区 分		山 口 県	国
一般行政職	大学卒	204,300 円	196,200 円
	高校卒	172,200 円	166,600 円
高等学校教育職	大学卒	227,500 円	—
小・中学校教育職	大学卒	227,500 円	—
警察職	大学卒	229,400 円	227,600 円
	高校卒	199,800 円	191,800 円

**ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)**

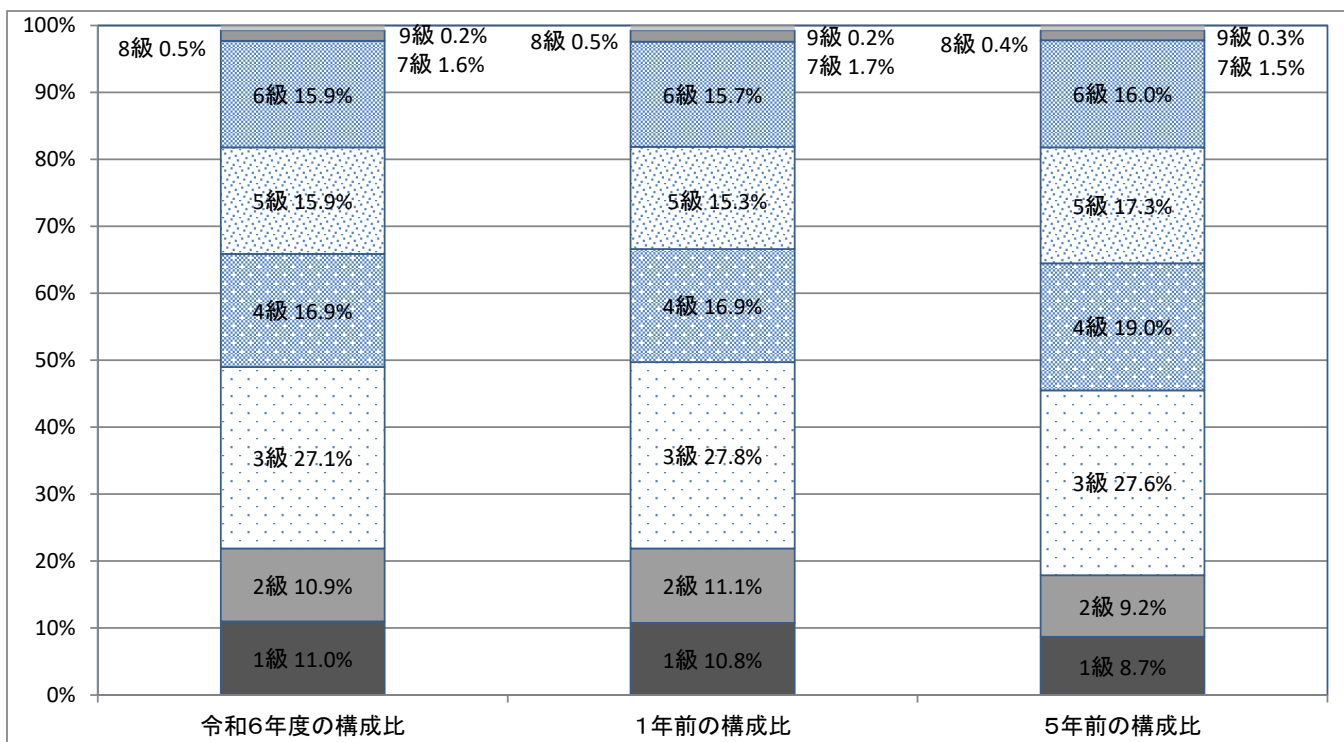
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	273,852 円	360,777 円	387,828 円	403,542 円
	高校卒	236,933 円	312,018 円	349,839 円	370,273 円
高等学校教育職	大学卒	321,529 円	397,389 円	422,739 円	435,452 円
小・中学校教育職	大学卒	323,620 円	393,552 円	415,309 円	429,068 円
警察職	大学卒	268,834 円	361,826 円	397,608 円	422,088 円
	高校卒	273,180 円	346,833 円	381,163 円	401,918 円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

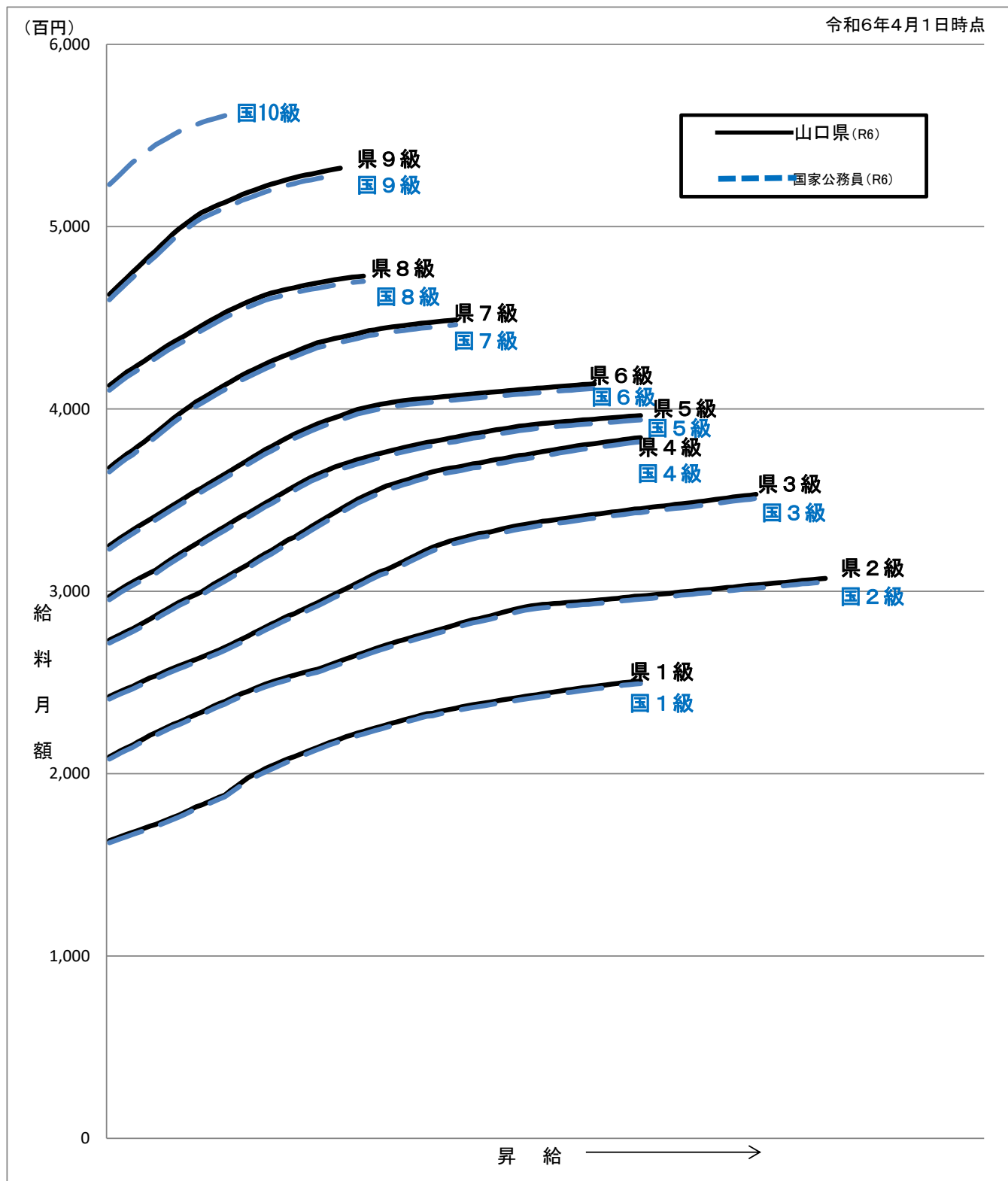
ア 一般行政職の級別職員数等の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	本庁部長	10人	0.2%
8 級	局長、理事	21人	0.5%
7 級	本庁部次長	67人	1.6%
6 級	本庁課長	653人	15.9%
5 級	相当困難主査	654人	15.9%
4 級	主査	693人	16.9%
3 級	主任	1,116人	27.1%
2 級	係員	446人	10.9%
1 級	係員	454人	11.0%

(注) 1 山口県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



イ 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



ウ 昇給への人事評価の活用状況

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）			○		
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

山 口 県				国			
1人当たり平均支給額(令和5年度)				-			
1,726 千円							
(5年度支給割合)				(5年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.45 月分		2.05 月分		2.45 月分		2.05 月分	
(1.375) 月分		(0.975) 月分		(1.375) 月分		(0.975) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5～20%				・役職加算 5～20%			
・管理職加算 15、25%				・管理職加算 15、25%			

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

オ 勤勉手当への人事評価の活用状況

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

山 口 県			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度額	47.709月分	47.709 月分	最高限度額	47.709月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	1,600 千円	22,485 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

## ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		164,097 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		9,166 円	
支給対象地域(職種)	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	26 人	20 %
大阪市	16 %	6 人	16 %
つくば市	16 %	0 人	16 %
豊田市	16 %	1 人	16 %
さいたま市	15 %	1 人	15 %
千葉市	15 %	1 人	15 %
東京都府中市	15 %	1 人	15 %
京都市	10 %	0 人	10 %
広島市	10 %	5 人	10 %
福岡市	10 %	0 人	10 %
福津市	10 %	8 人	10 %
仙台市	6 %	0 人	6 %
岡山市	3 %	1 人	3 %
北九州市	3 %	0 人	3 %
周南市	0.15 %	1,501 人	3 %
山口県内に在勤する職員	0.15 %	16,216 人	0 %
上記以外の市町村	0.00 %	6 人	0 %
医師	16 %	25 人	16 %
平均支給率	0.2 %	—	0.3 %

(注)「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

## エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		862,024 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		123,129 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		39.1 %		
手当の種類		17 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(5年度)決算	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務課、県税事務所に勤務する職員	県税の賦課、徴収に関する業務	862,024 千円	日額 650円
福祉業務手当	福祉事務所等に勤務する職員	福祉に関する現業業務		日額 650円
精神保健福祉業務手当	(1) 保健所等に勤務する職員	(1) 精神保健福祉法に基づく調査、立会、護送、必要な情報の提供、助言その他の援助の業務		(1)日額 300円
	(2) 精神保健福祉センターに勤務する職員	(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する相談、必要な情報の提供、助言その他の援助に関する業務		(2)日額 300円
感染症防疫等業務手当	(1) 右の業務を行った職員	(1) 狂犬病予防法に基づく野犬等の捕獲等の業務、家畜伝染病発生時の伝染性疾病に感染した動物の取扱等の業務等		(1)日額 300～4,000円
	(2) 保健所に勤務する職員	(2) 感染症法に基づく質問・調査		(2)日額 300円
	(3) 動物愛護センターに勤務する獣医師	(3) 動物の治療、処分、飼育管理		(3)日額 850円
衛生検査手当	(1) 保健所の試験検査課勤務職員	(1) 病理細菌検査、環境衛生・食品衛生等の試験検査		(1)日額 300円
	(2) 保健所に勤務する非専任のと畜検査員、食鳥検査員	(2) と畜検査、食鳥検査		(2)日額 850円
種雄牛馬取扱手当	農林総合技術センターに勤務する職員	種雄牛馬の自然交配、精液の採取等のための種雄牛馬を御する作業		日額 300円



手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度)決算	左記職員に対する支給 単価
災害応急作業等手当	土木建築部に勤務する職員 職員	異常な自然現象により重大な災害が発生した場合に県の管理する河川の堤防等において行う業務 災害対策本部が他の地方公共団体に設置された災害に対処するために行う連絡調整、巡回監視、避難所運営作業等		巡回監視 日額 480円 応急作業等 日額 730円
道路上作業手当	道路整備課、土木事務所に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持又は修繕の作業		日額 300円
特殊現場作業手当	(1) 総務部消防保安課に勤務する職員 (2) 保健所等に勤務する職員 (3) 健康福祉部薬務課に勤務する職員 (4) 農林総合技術センターに勤務する職員 (5) 水産事務所等に勤務する職員 (6) 防災危機管理課に勤務する職員	(1) 高圧ガス保安法の規定に基づいて行う完成検査、立入検査等の業務 (2) 廃棄物の投棄されている場所において行う原状回復作業及び廃棄物の性状調査 (3) 司法警察員の業務及びびけん銃訓練 (4) 傾斜地等において行う特殊自動車の運転作業 (5) 漁業取締船に乗船して行う漁業取締作業 (6) 回転翼航機に搭乗して行う作業		(1)日額 300円 (2)日額 300円 (3)日額 1,500円 (4)1時間 100～120円 (5)日額 300円 (常時乗り組む職員 500円) (6) 搭乗1時間 1,900円 降下日額 870円
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉の業務		日額 650円
高所等作業手当	右の業務を行った職員	高所、深所、トンネル坑内等での調査、保守等の作業		1時間 120円 (トンネル坑内 130円)
教員特殊業務手当	教育職給料表(一)又は(二)の1級、2級の者	(1) 非常災害時等の緊急の防災等の業務 (2) 修学旅行等引率指導業務 (3) 対外運動競技等への引率指導業務 (4) 部活動指導業務 (5) 入学試験監督業務		(1)日額 7,500～8,000円 (2)日額 5,100円 (3)日額 5,100円 (4)日額 2,700円 (5)日額 900円
多学年学級担当手当	公立の小学校又は中学校に勤務する教育職員	2又は3の学年の児童等で編制されている学級を担当し、当該学級で行う授業、指導		日額 290円
兼務手当	教育職員	教育に関する他の職を兼ね、当該職に係る授業に従事した時		授業1時間につき1,300円の範囲内
添削指導手当	通信教育を担当する職員以外の教育職員	通信教育の添削指導		学習報告書 1通 160円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校等に勤務する主任等	教務等についての連絡調整、指導助言		日額 200円
警察作業手当	警察本部、警察署に勤務する職員	犯罪の予防・捜査・被疑者の逮捕作業、交通取締作業、爆発物処理等特に危険な作業等		日額 230～20,000円

## オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	3,067,338 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	398 千円
支給実績(令和4年度決算)	3,420,275 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	442 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国 の 制 度 異 同	国 の 制 度 と 容 異 な る 内 容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (令和5年度決算)
管理職手当	管理、監督の地位にある職員（本庁部課長、出先機関の長等）に対して支給 → 職員の属する級及び管理職手当区分に応じ33,000～130,000円	異	手当額 46,300～139,300円	1,134,232 千円	694,995 円
扶養手当	(1) 配偶者:6,500円 (行政職給料表8級 3,500円) (行政職給料表9級 支給しない) (2) 満22歳年度末までの子:10,000円 (3) その他の扶養親族:6,500円 (行政職給料表8級 3,500円) (行政職給料表9級 支給しない)	同		1,782,329 千円	250,997 円
住居手当	【職員が自ら居住する借家】 (1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額:27,000円)  【配偶者等が居住する借家】 職員が自ら居住する場合の借家に係る手当額の2分の1に相当する額	異	【職員が自ら居住する借家】 (1) 家賃が月額27,000円以下 → 家賃の月額から16,000円を控除した額 (2) 家賃が月額27,000円超 → 家賃の月額と27,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額:28,000円)	1,690,760 千円	308,927 円
通勤手当	【交通機関利用】 (1) 1箇月当たりの運賃の額が70,000円以下 → 定期券又は回数券の価額 (最も経済的かつ合理的なもの) (2) 1箇月当たりの運賃の額が70,000円超 → 70,000円を超える額の2分の1に70,000円を加算した額  【自動車等使用(自転車を除く)】 通勤距離が2km以上4km未満の場合2,000円、以下距離に応じて加算 (最高支給限度額:通勤距離が98km以上の場合54,500円)	異	【交通機関利用】 運賃負担額に応じ支給 最高支給限度額 月額55,000円  【自動車等使用】 使用距離に応じ2,000～31,600円	2,095,746 千円	138,379 円
単身赴任手当	異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対して支給 → 基礎額30,000円に職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高70,000円を加算	同		212,421 千円	397,792 円
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の35%増の額	同		587,818 千円	490,257 円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 → 勤務の内容に応じ4,400～7,400円	同		593,214 千円	305,151 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 <週休日等> 勤務1回につき4,000～12,000円 (6時間超勤務:150/100 を乗じた額) <週休日等以外の日(午前0時から午前5時)> 勤務1回につき2,000～6,000円	同		20,389 千円	75,236 円

手当名	内容及び支給単価	国 度 異	制 の 同	国 の 異	制 の 同	度 の 同	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (令和5年度決算)
初任給調整手当	医師、歯科医師又は獣医師たる職員で採用困難なものに対して支給 <医師又は歯科医師> 採用後35年以内の期間、免許取得からの経過年数に応じた額 (最高支給額:月額415,600円) <獣医師> 採用後1年間は月額30,000円。以降、毎年3,000円ずつ通減		同				1,143,471 千円 (初任給調整手当、特 地勤務手当、夜間勤務 手当、農林漁業普及指 導手当、へき地手当、 義務教育等教員特別 手当、産業教育手当、 定時制通信教育手当 の合計)	
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給 → 級地に応じ給料等の4~16%		同					
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の25%		同					
農林漁業普及指導手当	普及事務を行う普及指導員に対し支給 → 給料月額6%							
へき地手当	山間地、離島その他生活不便地に所在する小中学校等に勤務する学校職員に対し支給 → 級地に応じ給料等の4~20%							
義務教育等教員特別手当	小中学校、高等学校、特別支援学校に勤務する教育職員に対し支給 → 級号給に応じて2,000~8,000円							
産業教育手当	実習を伴う農業等に関する科目を主として担任する教育職員に対し支給 → 給料月額の5%							
定時制通信教育手当	定時制・通信教育に従事する教育職員に対し支給 → 給料月額の5~10% (管理職手当受給者は4~8%)							

(5) 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料	料	月	額	等
給料	知事	1,290,000	円	(	1,290,000	円)
	副知事	1,020,000	円	(	1,020,000	円)
報酬	議長	980,000	円	(	980,000	円)
	副議長	880,000	円	(	880,000	円)
	議員	840,000	円	(	840,000	円)
期末手当	知事	(令和5年度支給割合)				
	副知事	3.40	月分			
	議長	(令和5年度支給割合)				
	副議長	3.40	月分			
退職手当	知事	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副知事	給料月額×在職月数×0.50		30,960,000 円	任期毎又は通算	
	備考	給料月額×在職月数×0.40		19,584,000 円	任期毎又は通算	

- (注) 1 給料、報酬及び期末手当の( )内は、減額措置を行う前の金額です。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

(6) 公営企業職員の状況

ア 工業用水道事業

(ア) 職員給与費の状況(決算)

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
5年度	5,810,081	736,135	682,517	11.7	11.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含んでいません。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
5年度	74	309,940	97,154	130,199	537,293	7,261

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。  
 2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)を含み、会計年度任用職員を含んでいません。

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
山口県	44.0 歳	344,865 円	574,053 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

山口県（工業用水道事業）			山口県		
1人当たり平均支給額(令和5年度)			1人当たり平均支給額(令和5年度)		
1,737 千円			1,726 千円		
(5年度支給割合)			(5年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.45 月分	2.05 月分		2.45 月分	2.05 月分	
(1.375) 月分	(0.975) 月分		(1.375) 月分	(0.975) 月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5～20%			・役職加算 5～20%		
・管理職加算 15、25%			・管理職加算 15、25%		

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当（令和6年4月1日現在）

山口県（工業用水道事業）			山口県		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度額	47.709月分	47.709 月分	最高限度額	47.709月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	14,613 千円	22,082 千円	1人当たり平均支給額	1,600 千円	22,485 千円

(注) 山口県（工業用水道事業）の退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額です。

c 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		478 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		6,457 円	
支給対象地域(職種)	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
山口県内に在勤する職員	0.15 %	74 人	0.15 %

d 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		1,531 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		33,292 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		62.1 %	
手当の種類		4 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(5年度)決算
利水業務手当	右の業務を行った職員	事故又は災害が発生した現場施設で行う応急作業等	1,531 千円
危険作業手当	右の業務を行った職員	特別高圧、高圧の活線作業、活線近接作業、高所作業又は深所作業等の業務	
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉業務	
感染症防疫等業務手当	右の業務を行った職員	家畜伝染病発生時の伝染性疾病に感染した動物の取扱等の業務	
			左記職員に対する支給単価
			日額 480～730円 (日没から日出間は50%加算)
			1時間 120～130円
			日額 650円
			日額 300～4,000円

**e 時間外勤務手当**

支給実績(令和5年度決算)	33,119 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	517 千円
支給実績(令和4年度決算)	30,787 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	489 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

**f その他の手当(令和6年4月1日現在)**

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)
管理職手当	管理、監督の地位にある職員(局長、本局課長、事業所長等)に対し支給 → 職員の属する級及び管理職手当区分に応じ 51,000円～130,000円	同	<手当額> 33,000～130,000円	7,692 千円	769,200 円
扶養手当	(1) 配偶者:6,500円 (行政職給料表8級 3,500円) (行政職給料表9級 支給しない)  (2) 満22歳年度末までの子:10,000円  (3) その他の扶養親族:6,500円 (行政職給料表8級 3,500円) (行政職給料表9級 支給しない)	同		11,180 千円	248,455 円
住居手当	【職員が自ら居住する借家】 (1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額  (2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額は27,000円)  【配偶者等が居住する借家】 職員が自ら居住する場合の借家に係る手当額の2分の1に相当する額	同		5,326 千円	280,326 円
初任給調整手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給	同		—	—
通勤手当	【交通機関利用】 (1) 1箇月当たりの運賃の額が70,000円以下 → 定期券又は回数券の価額 (最も経済的かつ合理的なもの)  (2) 1箇月当たりの運賃の額が70,000円超 → 70,000円を超える額の2分の1に70,000円を加算した額  【自動車等使用(自転車を除く)】 通勤距離が2km以上4km未満の場合2,000円、以下距離に応じて加算 (最高支給限度額:通勤距離が98km以上の場合54,500円)	同		18,217 千円	289,154 円
単身赴任手当	異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対して支給 → 基礎額30,000円に職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高70,000円を加算	同		456 千円	456,000 円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給	同		—	—

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の35%増の額	同		—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の25%	同		—	—
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 → 勤務の内容に応じ4,400～7,400円	同		20,616 千円	687,213 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 <週休日等> 勤務1回につき4,000～12,000円 (6時間超勤務:150/100 を乗じた額) <週休日等以外の日(午前0時から午前5時)> > 勤務1回につき2,000～6,000円	同		125 千円	41,750 円

## イ 電気事業

### (ア) 職員給与費の状況 (決算)

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
5年度	1,362,816	263,760	368,309	27.0	29.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含んでいません。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
5年度	42	171,880	51,685	71,952	295,517	7,036

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。  
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。  
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含んでいません。

### (イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
山口県	43.7 歳	344,158 円	570,824 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

山口県（電気事業）			山口県		
1人当たり平均支給額(令和5年度)			1人当たり平均支給額(令和5年度)		
1,764 千円			1,726 千円		
(4年度支給割合)			(4年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.45 月分	2.05 月分		2.45 月分	2.05 月分	
(1.375) 月分	(0.975) 月分		(1.375) 月分	(0.975) 月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5～20%			・役職加算 5～20%		
・管理職加算 15、25%			・管理職加算 15、25%		

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当（令和6年4月1日現在）

山口県（電気事業）			山口県		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度額	47.709月分	47.709 月分	最高限度額	47.709月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	7,656 千円	21,513 千円	1人当たり平均支給額	1,600 千円	22,485 千円

(注) 山口県（電気事業）の退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額です。

c 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		276 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		6,583 円	
支給対象地域(職種)	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
山口県内に在勤する職員	0.15 %	42 人	0.15 %

d 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		664 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		26,580 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		59.5 %	
手当の種類		4 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(5年度)決算
利水業務手当	右の業務を行った職員	事故又は災害が発生した現場施設で行う応急作業等	664 千円
危険作業手当	右の業務を行った職員	特別高圧、高圧の活線作業、活線近接作業、高所作業又は深所作業等の業務	
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉業務	
感染症防疫等業務手当	右の業務を行った職員	家畜伝染病発生時の伝染性疾病に感染した動物の取扱等の業務	
			左記職員に対する支給単価
			日額 480～730円 (日没から日出間は50%加算)
			1時間 120～130円
			日額 650円
			日額 300～4,000円



● 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	12,997 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	371 千円
支給実績(令和4年度決算)	11,374 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	299 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

f その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)
管理職手当	管理、監督の地位にある職員(局長、本局課長、事業所長等)に対し支給 → 職員の属する級及び管理職手当区分に同じ 51,000円～130,000円	同	<手当額> 33,000～ 130,000円	5,580 千円	797,143 円
扶養手当	(1) 配偶者:6,500円 (行政職給料表8級 3,500円) (行政職給料表9級 支給しない) (2) 満22歳年度末までの子:10,000円 (3) その他の扶養親族:6,500円 (行政職給料表8級 3,500円) (行政職給料表9級 支給しない)	同		7,049 千円	306,473 円
住居手当	【職員が自ら居住する借家】 (1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額は27,000円) 【配偶者等が居住する借家】 職員が自ら居住する場合の借家に係る手当額の2分の1に相当する額	同		3,412 千円	284,345 円
初任給調整手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給	同		—	—
通勤手当	【交通機関利用】 (1) 1箇月当たりの運賃の額が70,000円以下 → 定期券又は回数券の価額 (最も経済的かつ合理的なもの) (2) 1箇月当たりの運賃の額が70,000円超 → 70,000円を超える額の2分の1に70,000円を加算した額 【自動車等使用(自転車を除く)】 通勤距離が2km以上4km未満の場合2,000円、以下距離に応じて加算 (最高支給限度額:通勤距離が98km以上の場合54,500円)	同		7,776 千円	204,629 円
単身赴任手当	異動によりやむを得ず単身で生活することになった職員に対して支給 → 基礎額30,000円に職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高70,000円を加算	同		—	—
特勤手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給	同		—	—

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の35%増の額	同		—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の25%	同		—	—
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 → 勤務の内容に応じ4,400～7,400円	同		12,532 千円	626,595 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 < 週休日等 > 勤務1回につき4,000～12,000円 (6時間超勤務:150/100 を乗じた額) < 週休日等以外の日(午前0時から午前5時) > > 勤務1回につき2,000～6,000円	同		98 千円	32,417 円

## 4 勤務時間その他の勤務条件

### (1) 一般職員の勤務時間

令和6年4月1日現在における一般職員の勤務時間及び休憩は次のとおりです。

一週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(注) 公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要がある職員の勤務時間については、各任命権者が別に定めています。

### (2) 年次有給休暇

年次有給休暇は、一年ごとに20日付与され、残日数は20日を限度に翌年に繰り越すことができます。令和5年の年次有給休暇の取得状況は次のとおりです。

令和5年 平均使用日数	14.1日
-------------	-------

(注) 小中学校職員を除く。

### (3) 特別休暇等

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産など条例や規則で定める事由に該当する場合には、特別休暇等を付与しています。

	区 分	付与日数
特別休暇	選挙権その他公民としての権利行使	必要と認められる期間
	証人等としての裁判所等への出頭	
	骨髄移植のための骨髄液提供	
	ボランティア活動	年5日以内
	職員の結婚	連続して7日以内
	職員の分べん	産前8週間から産後8週間
	育児(生後1年6月に達しない子)	1日2回、各45分以内
	職員の妻の出産	3日以内
	男性職員の育児参加	5日以内
	子(中学校卒業前)の看護	5日以内(対象となる子が2人以上いる場合は10日以内)
	(短期)介護休暇	5日以内(対象となる親族が2人以上いる場合は10日以内)
	忌引	10日以内
	父母、配偶者、子の祭日	1日
	災害による住居の滅失又は損壊	7日以内
	災害による交通遮断等	必要と認められる期間
	生理日	月3日以内
	妊産婦の健康診断	必要と認められる期間
	妊婦の通勤緩和	1日1時間以内
	妊娠障害	14日以内
不妊治療	6日以内	
病気休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最低限の期間	

### (4) 介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷又は老齢により介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合は、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(指定期間)で取得することが可能です。

令和5年度の介護休暇の取得状況は次のとおりです。

区分	取得者数
男性職員	5人
女性職員	6人
計	11人

### (5) 介護時間

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷又は老齢により介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合は、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において、1日を通じ、2時間の範囲内で取得することが可能です。

令和5年度の介護時間の取得状況は次のとおりです。

区分	取得者数
男性職員	1人
女性職員	0人
計	1人

### (6) 子育て支援部分休暇

職員が小学校(第1学年から第3学年までに限る。)に就学している子を養育するため勤務しないことが相当であると認められる場合は、1日を通じ、2時間の範囲内で取得することが可能です。

令和5年度の子育て支援部分休暇の取得状況は次のとおりです。

区分	取得者数
男性職員	2人
女性職員	48人
計	50人

## 5 職員の休業の状況

### (1) 自己啓発等休業

公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときに、大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業をすることが認められる制度です。

令和5年度の自己啓発等休業の取得状況は次のとおりです。

	取得者数	うち大学等課程の履修	うち国際貢献活動
男性職員	0人	0人	0人
女性職員	1人	1人	0人
計	1人	1人	0人

(注) 取得者数は令和5年度に新たに自己啓発等休業を取得した数を示している。

### (2) 育児休業等

職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、育児のために休業等をすることが認められる制度です。

令和5年度の育児休業及び部分休業の取得状況は次のとおりです。

	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	206人	3人
女性職員	317人	153人
計	523人	156人

(注) 取得者数は令和5年度に新たに育児休業等を取得した数を示している。

### (3) 配偶者同行休業

公務の運営に支障がないと認められる場合に、職員が外国で勤務等をする配偶者に同行するため、休業をすることが認められる制度です。

令和5年度の配偶者同行休業の取得状況は次のとおりです。

	取得者数
男性職員	0人
女性職員	0人
計	0人

(注) 取得者数は令和5年度に新たに配偶者同行休業等を取得した数を示している。

## 6 分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分者数

分限処分とは、勤務実績が良くない場合、心身の故障の場合、又はその職に必要な適格性を欠く場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第28条の規定に基づき、休職等の処分をすることです。

令和5年度の分限処分の状況は、次のとおりです。

処分事由	処分の種類	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合						
心身の故障の場合				347人		347人
職に必要な適格性を欠く場合						
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合						
刑事事件に関し起訴された場合				1人		1人
条例で定める事由による場合						
合計				348人		348人

### (2) 懲戒処分者数

懲戒処分とは、法令に違反した場合、職務上の義務に違反し若しくは職務を怠った場合、又は全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、地方公務員法第29条の規定に基づき、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることです。

令和5年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

処分事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合		1人	1人	2人	7人	11人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合				1人		1人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合			1人	1人		2人
合計		1人	2人	4人	7人	14人

## 7 サービスの状況

### (1) 職務に専念する義務の免除

職員は、地方公務員法第35条に基づき、職務に専念する義務を有していますが、条例及び規則により、次の場合においては、当該義務が免除されます。

職務に専念する義務の免除が認められる場合
ア 研修を受ける場合
イ 厚生に関する計画の実施に参加する場合
ウ その他特に任命権者又はその委任を受けた者の承認を得た場合
エ 人事委員会が定める場合
(ア) 在勤庁の事務又は事業運営上の必要に基づき、事務又は事業の全部又は一部を停止した場合
(イ) 地方公務員災害補償法第51条第2項の規定により審査請求若しくは再審査請求をし、又は同法第60条第1項の規定により出頭する場合
(ウ) 地方公務員法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、又は同法第49条の2第1項の規定により不利益処分に関する審査請求をする場合
(エ) 地方公務員法第55条第11項の規定により、当局に対して不満を表明し、又は意見を申し出る場合
(オ) 教育公務員特例法第17条第1項の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務を行う場合
(カ) 職務に関し、国又は他の地方公共団体若しくはその他の公益団体の職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
(キ) 国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受けて、講演講義等をする場合
(ク) 職務上の教養に資する講演会又は講習会に出席する場合
(ケ) 新採用及び転勤のために旅行する場合
(コ) 職務上必要な試験を受験する場合
(サ) 人事委員会が特に認めた場合

### (2) 営利企業等への従事許可

職員は、地方公務員法第38条に基づき営利企業等への従事が制限されていますが、人事委員会規則に定める許可基準を満たし、かつ任命権者の許可を受けた場合には、営利企業等に従事することができます。

許可の基準
次のいずれにも該当する場合
ア 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないもの
イ 当該職員の職との間に特別の利害関係がなく、又はその発生のおそれがないもの
ウ 公務員としての信用を傷つけるおそれがないもの
エ その他法の精神に反しないと認められるもの

## 8 退職管理の状況

職員の退職管理の適正を確保するため、地方公務員法第38条の2及び職員の退職管理に関する条例等により、再就職に関する規制等を実施しています。

### (1) 再就職に関する規制等

#### 1) 元職員による働きかけの規制

元職員による、離職前の職務に関する現職職員への働きかけを禁止しています。なお、退職時の職位に応じた規制の内容は、次のとおりです。

根拠規定	主体	働きかけの禁止となる対象	期間
地方公務員法	全ての再就職者	離職前5年間の職務	2年間
		在職中に自らが最終決裁権者として決定した契約・処分	定めなし
	長の直近下位の内部組織の長(部局長等)の職に就いていた再就職者	離職前5年より前に同職に就いていたときの職務	2年間
県条例	国の部課長級相当職(部局長等を除く所属長以上)の職に就いていた再就職者	同上	2年間

#### 2) 再就職情報の届出

職員は、離職後2年間、営利企業等の地位に就こうとする場合、もしくは就いた場合には、任命権者に一定の事項を届けるものとしています。

### (2) 退職者の再就職の状況

課長級以上(管理職手当受給者)の退職職員の再就職の状況は、以下のとおりです。

#### ア 知事部局等

(令和6年8月1日現在)

No.	氏名	退職時役職名	退職年月日	再就職先名称	再就職先役職等	再就職年月日
1	松岡 正憲	総務部長	R6.3.31	公立大学法人山口県立大学	専務理事	R6.4.1
2	明代 武	下関県税事務所次長	R6.3.31	(一財)山口県施設管理財団	非常勤嘱託	R6.4.1
3	宮本 道浩	総務部理事	R6.3.31	山口県経営者協会	専務理事	R6.6.10
4	藤田 昭弘	環境生活部長	R6.3.31	山口県国民健康保険団体連合会	常任理事	R6.4.1
5	瀬原 正博	環境生活部次長	R6.3.31	山口県市町総合事務局	事務局次長	R6.4.1
6	福本 理	環境生活部審議監	R6.3.31	(一財)消防試験研究センター山口県支部	支部長	R6.4.1
7	西藤 裕一郎	環境生活部審議監	R6.3.31	(一財)山口県環境保全事業団	事業部次長兼管理事務所副所長	R6.4.1
8	吉母 修栄	動物愛護センター所長	R6.3.31	長門健康福祉センター	会計年度任用職員	R6.4.1
9	佐藤 始	健康福祉部理事	R6.3.31	(社福)豊寿会介護付有料老人ホーム共済苑	施設長	R6.4.1
10	菊池 実代	健康福祉部審議監	R6.3.31	(公社)山口県看護協会	専務理事	R6.6.15
11	小関 浩幸	産業労働部長	R6.3.31	(地独)山口県産業技術センター	理事長	R6.4.1
12	岡嶋 宏明	計量検定所長	R6.3.31	(一財)山口県施設管理財団	維新百年記念公園管理事務所総務課主任	R6.4.1
13	見寄 靖彦	計量検定所次長	R6.3.31	(社福)山口市社会福祉協議会	嘱託	R6.4.1
14	京牟礼 英二	観光スポーツ文化部長	R6.3.31	(公財)山口県ひとつくり財団	副理事長兼自治研修部長	R6.4.1
15	河野 通孝	美術館副館長	R6.3.31	萩美術館・浦上記念館	館長	R6.4.1
16	三坂 啓司	農林水産部長	R6.3.31	(一財)山口県自動車振興センター	専務理事	R6.7.1
17	小杉 真樹	萩農林水産事務所畜産部副部長	R6.3.31	下関農林事務所	会計年度任用職員	R6.4.15
18	鐘 篤志	萩農林水産事務所水産部長	R6.3.31	山口県漁業協同組合	本店指導部長	R6.4.1
19	片山 克浩	土木建築部長	R6.3.31	復建調査設計(株)	執行役員山口支社長	R6.8.1



No.	氏名	退職時役職名	退職年月日	再就職先名称	再就職先役職等	再就職年月日
20	阿座上 卓夫	周南土木建築事務所次長	R6.3.31	(公財)山口きらめき財団秋吉台国際芸術村	副村長	R6.4.1
21	城一 俊幸	防府土木建築事務所長	R6.3.31	西日本高速道路エンジニアリング中国(株)	山口支店長	R6.4.1
22	重富 寿	宇部土木建築事務所長	R6.3.31	応用地質(株)関西事務所山口営業所	技術参事	R6.4.1
23	佐藤 学	岩国港湾管理事務所長	R6.3.31	(株)ニュージェック	技術部長	R6.4.1
24	中村 寿夫	周南港湾管理事務所次長	R6.3.31	(公財)山口県不動産鑑定士協会	事務局長	R6.4.1
25	下瀬 浩政	技術管理課検査監	R6.3.31	山口県土地改良事業団体連合会	事業調整監	R6.4.1
26	河村 真志	向道ダム管理事務所長	R6.3.31	中国水工(株)	営業推進部長兼設計調査部技術顧問	R6.4.1
27	原田 貞雄	木屋川ダム管理事務所長	R6.3.31	(一社)山口県建設技術センター	工事管理監	R6.4.1
28	岡村 敏雄	山口宇部空港事務所長	R6.3.31	山口宇部空港ビル(株)	総務部長	R6.4.1
29	竹田 述生	住宅課長	R6.3.31	(一社)山口県建築士事務所協会	専務理事兼事務局長	R6.4.1
30	原田 和生	労働委員会事務局長	R6.3.31	(社福)恩賜財団済生会支部山口県済生会	常務理事	R6.4.1
31	山本 正喜	労働委員会事務局次長	R6.3.31	総合病院山口赤十字病院	総務企画課長	R6.4.1
32	秋友 隆二	企業局長	R6.3.31	(株)山口建設コンサルタント	取締役	R6.6.26
33	木村 邦夫	佐波川工業用水道事務所長	R6.3.31	(一社)山口県電業協会	事務局長	R6.4.1
34	河原 佳明	厚東川工業用水道事務所長	R6.3.31	基礎基盤コンサルタンツ(株)	山口支店長	R6.4.1

イ 教育委員会

(令和6年8月1日現在)

No.	氏名	退職時役職名	退職年月日	再就職先名称	再就職先役職等	再就職年月日
35	木村 香織	教育庁副教育長	R6.3.31	公益財団法人山口ひとづくり財団	理事長	R6.6.26
36	原田 英明	教育庁理事	R6.3.31	一般財団法人山口県デジタル技術振興財団	理事長	R6.6.19
37	立道 哲志	事務長	R6.3.31	地方独立行政法人 山口県立病院機構 本部事務局	室長	R6.4.1
38	清木 伸幸	校長	R6.3.31	学校法人野田学園 野田学園中学・高等学校 学校法人野田学園 野田学園高等学校	教諭	R6.4.1
39	森 和貴	校長	R6.3.31	公益財団法人山口県ひとづくり財団	主査	R6.4.1
40	久富 貴司	校長	R6.3.31	山口大学教育学部	特命教授	R6.4.1
41	兼重 勇	校長	R6.3.31	学校法人河野学園 下関短期大学	教授	R6.4.1
42	河合 良房	校長	R6.3.31	山口学芸大学	特命准教授	R6.4.1
43	竹村 和之	校長	R6.3.31	公立大学法人 山口県立大学	将来構想推進局 審議監(附属高校設置準備・高大連携推進担当)兼 山口県立大学附属高等学校設置準備室長 兼 高大連携推進室長兼特命教授	R6.4.1
44	瀬戸 雅己	校長	R5.3.31	山口県由宇青少年自然の家	所長	R5.4.1

ウ 警察本部

(令和6年8月1日現在)

No.	氏名	退職時役職名	退職年月日	再就職先名称	再就職先役職等	再就職年月日
45	原 光春	警務部警察安全相談総括官	R6.3.31	山口大学医学部医事課	安全管理監	R6.4.1
46	後藤 章	警務部装備管理官兼会計課会計調査官	R6.3.31	(一財)朋和会	駐車整理部門主任	R6.4.1
47	山村 寛文	生活安全部参事官兼生活安全企画課長	R6.3.31	自動車安全運転センター山口県事務所	課長	R6.4.1
48	長谷川 正人	地域部長	R6.3.31	三井住友海上保険(株)中国損害サポート部	特別社員	R6.4.1
49	中司 正樹	地域部参事官兼地域運用課長兼地域運用課鉄道警察隊長	R6.3.31	(公財)モーターボート競走保安協会	下関競艇場調査役	R6.4.1
50	藤田 尚宏	刑事部科学捜査研究所長	R6.3.31	あいおいニッセイ同和損害保険(株)山口支店	顧問	R6.4.1
51	谷村 真治	交通部運転管理課長兼聴聞官	R6.3.31	(一社)山口県自家用自動車協会	行政書士	R6.4.1
52	吉村 正夫	警察学校長	R6.3.31	中国電力(株)山口統括セールスセンター	嘱託社員	R6.4.1
53	福田 浩美	下松警察署長	R6.3.31	岸信千世後援会事務所	所長	R6.6.1
54	藤村 亨	防府警察署長	R6.3.31	早鞆自動車学校	管理者	R6.4.1
55	林 茂就	山口警察署長	R6.3.31	(一財)山口県交通安全協会	事業部長	R6.4.1
56	中尾 一弥	山口南警察署長	R6.3.31	(株)たいよう共済山口支店	副支店長	R6.4.1
57	石田 次成	山陽小野田警察署長	R6.3.31	山口・アポロガス(株)	社員	R6.5.1
58	隅 輝満	美祢警察署長	R6.3.31	(公財)モーターボート競走保安協会	徳山競艇場調査役	R6.4.1
59	福澄 克俊	長門警察署長	R6.3.31	南陽自動車学校	管理者	R6.4.1
60	中村 仁	長府警察署長	R6.3.31	(株)クレネット	小郡営業所責任者	R6.6.1
61	吉山 悦郎	長府警察署副署長	R6.3.31	(一社)山口県トラック協会	適正化事業部長	R6.4.1

## 9 職員の研修の状況

### (1) 研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進を図るため、積極的に各種研修に取り組んでいます。

#### ア 一般行政職員

地方自治体を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中で、「元気で存在感のある県づくり」を積極的に進めていくために、職員一人ひとりの意識改革と職員の自主的・主体的な能力開発を推進する必要があることから、「山口県人材育成基本方針」を踏まえ、積極的に職員の研修を行っています。

令和5年度には、次のとおり研修を実施しました。

研 修 名	回数	人数
一般研修 新規採用職員、主事級、主任主事級等	11回	673人
パワーアップ研修 予算編成実務、危機管理実務、説明力向上、コーチング、行政法等	30回	624人
サポート研修 地域接遇、セミナーパーク特別講座等	6回	88人
派遣研修 中央省庁、他の地方公共団体、自治大学校、民間企業等	-	29人
合 計		1,414人

#### イ 教職員

今後とも急激な変化が続くことが予想されるこれからの社会において必要となる子どもたちの生涯にわたって学び続ける力の育成に向け、学校教育の直接の担い手である教職員の資質能力の向上を図る必要があることから、教職員一人ひとりの適性・能力やキャリアステージのそれぞれの段階に応じた計画的・継続的な研修を実施しています。

令和5年度には、次のとおり研修を実施しました。

研 修 名	日数	人数
基本研修 初任者・新採・新任、経験者、管理職、特別支援教育	92日	5,195人
希望研修 経験者、管理職、教科、教育相談、情報教育、特別支援教育、専門職務、社会教育等	49日	1,673人
支援研修 サテライト、課題解決型サポート	183日	5,272人
派遣研修等 大学院、日本人学校、民間企業等	-	374人
合 計		12,514人

(注)派遣研修は実人数、その他は延べ実数です。

## ウ 警察本部

警察職員が、警察法にのっとり、民主警察の本質と警察の責務とを自覚し、人格を磨き、学術を修め、実力を養い、もって公正明朗且つ能率的に職務を遂行し得るよう教養することを目的に研修を実施しています。令和5年度には、次のとおり研修を実施しました。

研 修 名	期数	人数
採用時教養 初任科、初任補修科、一般職員初任科	5期	180人
昇任時教養 巡査部長任用科、警部補任用科	2期	32人
専科等教養 部門別任用科、専科	38期	439人
合 計	45期	651人

## 10 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 保健の状況

地方公務員法(昭和25年法律第261号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、山口県職員健康管理規程(昭和50年山口県訓令第2号)等の規定に基づき、労働安全衛生体制のもと、快適な作業環境の整備、職員の安全と健康の確保など労働安全衛生管理に努めています。

(注)小中学校教職員を除く。

#### ア 労働安全衛生管理

令和5年度の安全衛生委員会等の設置状況は、次のとおりです。

区分	安全衛生委員会	衛生委員会
知事部局等	6所属	11所属
教育委員会	—	51所属
警察本部	—	19所属

#### イ 健康管理

令和5年度の検診受診状況は、次のとおりです。

区分	知事部局等	教育委員会	警察本部	備考
定期健康診断(法定)	対象者	3,106人	4,973人	胸部エックス線撮影、血液検査ほか
	受診者	3,090人	4,887人	
がん検診(任意)	胃がん	1,429人	2,372人	胃がん(35歳以上の全職員及び35歳未満の希望者) 大腸がん・子宮がん(希望者) 乳がん(35歳もしくは40歳以上の希望者)
	大腸がん	726人	2,694人	
	子宮がん	275人	423人	
	乳がん	127人	431人	
			269人	
			31人	

#### ウ 作業環境管理

令和5年度の作業環境測定結果は、次のとおりです。

所属数	作業場数	結果	検査内容
23	44	すべて適切である	特定化学物質、有機溶剤、粉じん

(注)知事部局のみ

### (2) 福利厚生状況

地方公務員法の規定に基づき、職員の元気回復等の事業を計画的に実施するとともに、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)等の規定に基づき地方職員共済組合等が実施する医療給付、年金給付等の諸事業に対して法令等に基づき経費負担するなど、職員の福利厚生を図っています。

(注)教育委員会については、県立学校・事務局の他、小中学校・県立大学等を含む。

#### ア 元気回復事業

区分	事業名	実施機関	概要
知事部局等	職員球技大会 元気回復事業 本庁各課対抗バレーボール大会	県・共済	ソフトボール、バレーボールなど5種目 部局又は各地域単位で実施 本庁各課でバレーボール大会を開催
教育委員会	—	—	—
警察本部	—	—	—

### イ 地方職員共済組合等に対する負担金・補助金

区分	項目	金額	概要
知事部局等	共済組合への負担金	4,969,593千円	短期・長期負担金等
	共済組合への補助金	476千円	健康保持・疾病予防事業への補助等
教育委員会	共済組合への負担金	14,541,739千円	短期・長期負担金等
警察本部	共済組合への負担金	4,717,603千円	短期・長期負担金等

### (3) 公務災害補償

地方公務員法、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、公務災害(公務執行に起因して発生した負傷、疾病、障害、死亡等)、通勤災害に対して地方公務員災害補償基金が給付等を行っています。

令和5年度認定件数は、次のとおりです。

区分	公務災害	通勤災害	計
知事部局等	20件	1件	21件
教育委員会	167件	6件	173件
警察本部	79件	2件	81件

(注)小中学校教職員を含みます。

## 1 1 特定事業主行動計画に基づく措置の実施状況

### (1) 知事部局等

#### ア 取組状況

##### (ア) 山口県庁こども参観デーの実施

本庁知事部局を対象に実施しました。

実施日時	参加者数	
	こども	保護者
R5.8.18	125	81

##### (イ) 各種制度の周知

各種の子育て支援制度や育児休業経験者の体験談をまとめたハンドブックをイントラネットに掲載し周知を図りました。

##### (ウ) 時間外勤務の縮減

毎月の『全庁一斉ノー残業デー』など、各種取組の徹底を図りました。

### イ 数値目標に対する実績

#### (ア) 男性職員の育児休業取得率

目標値 (R6年度末)	取得率	取得者数/対象者数	《参考》女性職員の育児休業取得状況	
			取得率	取得者数/対象者数
30%	55.6%	45人/81人	100.0%	39人/39人

※ 対象者数はR5年度中に新たに育児休業取得可能となった職員

#### (イ) 子ども出生時の男性職員の5日間以上の休暇取得率

男性職員について、子どもの出生時には「配偶者の出産補助休暇(3日)」を積極的に取得するとともに、2日間の年次有給休暇を合わせて、5日間の休暇を取得するよう、意識啓発等に努めました。

目標値(R6年度末)	取得率
100%	91.4%

(小・中学校を除く。)

#### (ウ) 年次有給休暇の取得率

目標値(R6年度末)	取得率
75%	78.5%

(小・中学校を除く。)

### ウ 数値目標の見直し

令和6年1月、男性職員の長期育休の取得に関する目標を大幅に引上げました。(令和7年度まで)

所属長をはじめとした「職場の支援」と、男性育休は当たり前とする「意識の醸成」の2つの柱に基づき取組を実施しました。

男性職員の取得率に関する目標	目標値(R7年度まで)
2週間以上の育児休業取得率	100%
子の出生後1年までの1ヶ月超の育児関連休暇等の取得率	100%

(注) 育児関連休暇とは、出産補助休暇、男性の育児参加休暇、育児休業、子の看護休暇、育児計画時に見込んだ年休など、育児に関連する休暇を指す。

## (2)教育委員会

### ア 取組状況

#### (ア)各種制度の周知

各種の子育て支援制度をまとめたリーフレットを発行し、子どもとふれあう機会の充実を図るなどの意識啓発に努めました。

#### (イ)時間外勤務の縮減

毎月の『全庁一斉ノー残業デー』の取組の徹底を図りました。

### イ 数値目標に対する実績

#### (ア)男性職員の育児休業取得率

目標値 (R5年度末)	取得率	取得者数/対象者数	《参考》女性職員の育児休業取得状況	
			取得率	取得者数/対象者数
13%	35.1%	20名/ 57名	100.0%	250名/ 250名

※ 対象者数はR5年度中に新たに育児休業取得可能となった職員(小・中学校を除く。)

#### (イ)子ども出生時の男性職員の5日間以上の休暇取得率

男性職員について、子どもの出生時には「配偶者の出産補助休暇(3日)」や「男性職員の育児参加休暇(5日)」を積極的に取得するとともに、年次有給休暇を合わせて取得し、5日間の休暇を取得するよう、意識啓発等に努めました。

目標値(R6年度末)	取得率
80%	38.6%

※ 小・中学校を除く

#### (ウ)年次有給休暇の取得率

目標値(R6年度末)	取得率
75%	63.2%

※ 小・中学校を除く



### (3) 警察本部

#### ア 取組状況

##### (ア) 女性職員の活躍推進

令和5年度に女性警視1名を初めて管理職に登用しました。  
適性や能力のある女性職員の幹部への登用を推進するため、キャリアアップをテーマとした研修会を開催し、昇任と育児の両立、キャリアデザイン等について意見交換を実施しました。

##### (イ) 男性職員の育児参加の促進

中小規模警察署の男性職員が一定期間以上の育児休業を取得する場合、警察署業務を補完する支援要員を警察本部関係所属等から派遣することにより、育児休業を取得しやすい環境を整備しました。

配偶者の妊娠報告時に育児支援制度を記載したハンドブックを手交、制度利用の意向を確認しました。

機関誌「防長警友」に育児休業取得体験記及び上司のコメントを掲載し、男性職員の育児休業取得に対する職員の理解を促進しました。

男性警察職員の子育て参画を促進するため、外部講師を招へいして教養を実施しました。

##### (ウ) 育児休業を取得する職員の円滑な職場復帰の支援

「育児休業をする職員に対する職場復帰支援要綱」に基づき、取得前及び復帰前に面談を実施しました。  
育児期職員に対する当直勤務経験の確保及び当直勤務免除の適正な運用を推進しました。

#### イ 数値目標に対する実績

##### (ア) 男性職員の育児休業取得率

目標値 (R7年度末)	取得率	取得者数/対象者数	《参考》女性職員の育児休業取得状況	
			取得率	取得者数/対象者数
60%	74.0%	108名/146名	100.0%	28名/28名

※ 対象者数はR5年度中に新たに育児休業取得可能となった職員

##### (イ) 子ども出生時の男性職員の出産補助休暇の取得率

子どもの出生時における父親の特別休暇(出産補助休暇や育児参加休暇)について周知するとともに、男性職員に対し、「配偶者の出産補助休暇(3日)」の積極的取得を奨励しました。

目標値(R7年度末)	取得率
100%	77.4%

##### (ウ) 年次有給休暇の取得率

目標値(R7年度末)	平均取得日数
15日以上	15.6日

## II 山口県人事委員会の業務の状況

### 1 職員の競争試験及び選考の状況

#### (1) 職員の競争試験の状況（令和5年度）

試験区分	試験職種等	申込者	第一次試験		第二次試験		競争倍率 (A/B)
			有効受験者数A	合格者	有効受験者数	最終合格者B	
大学卒業程度	行政	217	148	95	85	45	3.3
	警察行政	25	14	10	10	6	2.3
	社会福祉(一般)	11	10	9	9	8	1.3
	社会福祉(心理)	1	1	1	1	1	1.0
	土木	15	3	3	3	2	1.5
	建築	4	1	1	1	1	1.0
	農業	20	17	17	16	13	1.3
	農業土木	4	4	3	3	3	1.3
	林業	3	3	3	3	3	1.0
	畜産	2	1	1	1	1	1.0
	水産	15	10	8	8	4	2.5
	機械	3	3	3	2	1	3.0
	電気	2	1	1	1	1	1.0
	化学	6	5	5	5	4	1.3
	衛生薬学	2	1	1	0	-	-
	衛生監視 保健師	7 19	7 18	6 15	6 13	6 12	1.2 1.5
	計	356	247	182	167	111	2.2
大学卒業程度 (チャレンジ型)	行政	261	215	62	58	25	8.6
	警察行政	59	44	10	10	5	8.8
	土木	22	20	19	16	14	1.4
	計	342	279	91	84	44	6.3
社会人経験者	行政	51	28	11	11	3	9.3
	社会福祉(一般)	19	18	8	7	4	4.5
	土木	8	5	5	5	3	1.7
	農業土木	2	1	1	1	1	1.0
	林業	5	4	4	4	0	-
	機械	2	2	2	2	2	1.0
	電気	13	9	7	7	6	1.5
	保健師	4	4	4	4	3	1.3
計	104	71	42	41	22	3.2	
高校卒業程度	事務	85	69	31	27	16	4.3
	警察事務	44	37	10	10	4	9.3
	土木	23	19	17	17	14	1.4
	建築	1	1	1	1	1	1.0
	林業	9	9	9	9	5	1.8
	機械	5	5	5	4	3	1.7
	電気	3	2	2	2	2	1.0
	小・中学校事務	71	59	25	23	10	5.9
計	241	201	100	93	55	3.7	
就職氷河期 世代	事務	71	45	10	10	1	45.0
	小・中学校事務	73	59	14	14	2	29.5
	計	144	104	24	24	3	34.7
警察官	男性(A) 一般	121	94	83	70	43	2.2
	第1回 サイバー	8	4	4	3	1	4.0
	男性(A) 一般	19	13	13	12	6	2.2
	第2回 武道指導	1	1	1	1	1	1.0
	男性(B)	129	97	88	81	43	2.3
	女性(A) 第1回	48	34	31	19	15	2.3
	女性(A) 第2回	13	9	8	6	5	1.8
	女性(B)	69	46	45	42	25	1.8
計	408	298	273	234	139	2.1	
合計		1,595	1,200	712	643	374	3.2

(2) 採用選考の状況(令和5年度)

給料表	職務の級	知事部局等	教育委員会	警察本部	計
行政職	9				
	8				
	7		1		1
	6	5	6	1	12
	5	1	1		2
	4	6	2	1	9
	3	16			16
	2	7	1		8
1	15	1	6	22	
公安職	9				
	8			1	1
	7			3	3
	6			7	7
	5			1	1
	4			7	7
	3			1	1
	2			2	2
1					
海事職	6				
	5				
	4				
	3				
	2				
	1				
研究職	5				
	4	1			1
	3				
	2		2		2
1	1			1	
医療職(一)	4				
	3	1			1
	2				
	1	6			6
医療職(二)	7				
	6				
	5				
	4				
	3				
	2				
1					
医療職(三)	7				
	6				
	5				
	4				
	3				
	2				
1					
教育職(一)	4				
	3				
	2	2	1		3
	1				
教育職(二)	4		1		1
	3				
	2		4		4
	1				
計		61	20	30	111

## 2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

本委員会は、令和5年10月17日、議会及び知事に対し、地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。令和5年人事委員会報告・勧告の概要は、次のとおりです。

### 職員の給与に関する報告及び勧告

#### 1 職員給与と民間給与との比較

##### (1) 月例給（令和5年4月分）

民間給与 (A)	職員給与 (B)	公民較差 (A) - (B)
361,023円	357,257円	3,766円 (1.05%)

(注) 民間給与は新規学卒者を除き、職員給与は行政職のうち新規採用者等を除く4,296人(平均43.2歳)の集計

##### (2) 特別給（ボーナス）

民間支給割合 (A)	職員支給割合 (B)	差 (A) - (B)
4.51月分	4.40月分	0.11月分

(注) 民間支給割合は令和4年8月から令和5年7月までを集計。職員支給割合は現行のもの

#### [参考] 人事院勧告の内容

月例給、特別給（ボーナス）ともに2年連続の引上げ

- ・ 月例給は民間給与との較差 (0.96%) を解消するため、4月に遡及して俸給表を引上げ改定 (若年層に重点)
- ・ 特別給は0.10月分引上げ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分  
\*民間: 4.49月、公務: 4.40月
- ・ 初任給調整手当の支給月額限度額の引上げ (415,600円)
- ・ 在宅勤務等手当の新設 (3,000円/月)

## 2 給与勧告の内容

### (1) 月例給

民間給与との均衡を図るため、月例給（行政職）を1.05%引き上げるよう、行政職給料表を改定。その他の給料表は、行政職給料表との均衡を基本に改定（人材確保の観点等を踏まえ、初任給や若年層に重点を置いて引上げ）

### (2) 特別給（ボーナス）

民間の支給割合との均衡を図るため、特別給の年間支給割合を0.10月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当にそれぞれ0.05月分ずつ配分

#### 《 期末・勤勉手当の支給割合 》

手当の別 支給期	期末手当	勤勉手当	合 計
6 月 期	1.20 → 1.225 月分	1.00 → 1.025 月分	2.20 → 2.25 月分
12 月 期	1.20 → 1.225 月分	1.00 → 1.025 月分	2.20 → 2.25 月分
年 間 計	2.40 → 2.45 月分	2.00 → 2.05 月分	4.40 → 4.50 月分

### (3) 初任給調整手当

医師等に対する支給月額の限度額を415,600円に引上げ

### (4) 実施時期

令和5年4月1日

## 3 その他（今後の課題）

### (1) 在宅勤務等手当

人事院が勧告した在宅勤務等手当について、今後の国の制度内容、他の都道府県の動向及び本県の在宅勤務の状況等に留意することが必要

### (2) 給与制度のアップデート

人事院が報告した社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）について、令和6年に向けた検討事項の骨格案が示されたことから、国の動向等を注視していくことが必要

### (3) 60歳前後の職員の給与水準

65歳定年の完成を視野に入れた60歳前後の職員の給与水準の在り方について、引き続き、国の検討状況を注視していくことが必要

### (4) 会計年度任用職員の給与

令和6年度から支給が可能となる会計年度任用職員の勤勉手当等について、本県の実情や他の都道府県の動向等を踏まえ、検討を行うことが必要

[参考]

1 改定額等（行政職）

(1) 月例給及び年間給与

区 分	改定前	改定後	改定額
月 例 給	352,683円	356,399円	3,716円 (1.05%)
年 間 給 与	5,830千円	5,928千円	98千円

(注) 行政職4,498人（平均42.6歳）を集計し、職員1人当たりの額を算出

(2) 初任給

区 分	改定前	改定後	改定額
大学卒業程度	192,800円	204,300円	11,500円
高校卒業程度	159,700円	172,200円	12,500円

2 給与改定の状況（行政職）

区 分	月 例 給		特 別 給 増 減 月	年 間 給 与 増 減 額	備 考
	改定額	改定率			
平成26年	1,734円	0.47%	0.15月	83千円	
平成27年	1,123円	0.30%	0.10月	56千円	
平成28年	892円	0.24%	0.10月	52千円	
平成29年	0円	0.00%	改定なし	0円	初任給調整手当 のみの改定
平成30年	716円	0.20%	0.10月	49千円	
平成31年	74円	0.02%	0.10月	38千円	
令和2年	改定なし	改定なし	△0.05月	△19千円	
令和3年	改定なし	改定なし	△0.15月	△56千円	
令和4年	1,119円	0.32%	0.10月	54千円	
令和5年	3,716円	1.05%	0.10月	98千円	

(注) 月例給改定額・率は、各年の4月1日現在の職員1人当たりの額・率

### 1 人材の確保・育成等

- ・ 採用試験の申込者数が低迷する中、試験制度の見直しに不断に取り組むとともに、多くの方に県職員を志願してもらえるよう、働きやすい環境づくりを進め、公務の魅力発信を強化するなど、人材の確保に向け、より実効性のある取組を実施
- ・ 人材の育成について、公務内におけるデジタル人材育成の推進をはじめ、職員の専門的知識やマネジメント能力等を高める多様な研修を実施することが必要
- ・ 女性職員の活躍推進について、申込者の確保や人材育成、仕事と家庭の両立を図りながら活躍できる環境の整備を着実に進めていくことが必要
- ・ 障害者の雇用について、障害のある職員が安心して働き、その能力を十分に発揮できる職場環境づくりを着実に進めていくことが必要

### 2 勤務環境の整備

- ・ 時間外勤務の縮減に向けて、事務事業の見直しやデジタル技術の活用等による業務の効率化などに取り組むとともに、業務量に応じた柔軟な人員配置や必要な人員の確保に努めることが必要
- ・ 多様で柔軟な働き方に向けた更なる制度の導入については、国や他の都道府県の動向を注視しながら、行政サービスへの影響等に留意し、本県の実情に応じて検討することが必要。本年度から県が取り組んでいる行政DX・新たな価値を創造する働き方改革については、部局横断的な取組として進めていくことが必要
- ・ 職員の健康管理について、身体の健康管理対策やメンタルヘルス対策に取り組むとともに、長時間労働等による健康管理対策を的確に実施していくことが必要
- ・ ハラスメント防止対策について、指針の周知や研修を通じた意識啓発など、ハラスメントのない職場づくりに向けた取組を進めていくことが必要

### 3 仕事と生活の両立支援

仕事と生活の両立を可能とする休暇制度等について、制度の周知や職員が利用しやすい職場環境の整備を図るなど、利用促進に向けた取組を一層進めることが必要

### 4 高齢層職員の能力及び経験の活用

定年引上げの円滑な実施に向けて、対象職員への情報提供等の実施や就労動向の把握に努め、その多様な知識経験を活用するための環境整備を進めていくことが必要

### 5 公務員倫理の徹底

職員一人ひとりが、行政に対する県民の期待と信頼に応えられるよう、職場における指導や職員研修などの取組を一層進めることが必要

人事院は、令和5年の報告において、人事管理の重要な課題に迅速に対処するための具体的な取組を掲げ、有識者会議を設置し、令和6年秋を目途に最終提言を得るとしており、国の動向等を注視していくことが必要

### 3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度は、公務員には労働協約締結権を含む団体交渉権や争議権が認められないなど、労働基本権が制限されていることの代償の一つとして認められたものであり、人事委員会は、職員から勤務条件に関し、適正な行政上の措置を求める要求があった場合に、必要な審査を行った上で判定を行い、事案の解決に当たるものです。

令和5年度においては、2件の新規事案がありましたが、令和5年度末現在の未処理件数はありません。

	4年度末現在 未処理件数	5年度 措置要求件数	5年度 処理件数	5年度末現在 未処理件数
給 与		1	1	
旅 費				
勤 務 時 間				
休 暇				
執 務 環 境				
厚 生 福 利				
転 任				
任 用		1	1	
ハラスメント				
そ の 他				
計		2	2	

### 4 職員に対する不利益な処分についての審査請求の状況

不利益処分に関する審査請求は、任命権者によって懲戒処分その他の不利益処分を受けた職員から審査請求があった場合に、人事委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分が適法・妥当であれば、当該処分を承認し、違法・不当であれば、これを取り消し又は修正し、さらに必要があれば是正措置を指示する救済制度です。

令和5年度においては、新規事案、継続事案ともにありません。